



平成27年5月15日

各位

会社名 株式会社 中電工  
代表者名 代表取締役社長 小畑 博文  
(コード 1941 東証第1部)  
問合せ先 取締役兼執行役員総務部長 緒方 秀文  
(TEL 082-291-7413)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の第99回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 業容の多様化・拡大に備えて、現行定款第2条につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第37条および第49条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第37条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、補欠の役員の予選に関する規定の項数に変更されたことに伴い、現行定款第41条第3項の一部を変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(注) 下線部分は変更箇所を示す。

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. { (条文省略) 9. (新 設) (新 設) <u>10.</u> { (条文省略) <u>18.</u>	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. { (現行どおり) 9. <u>10. 塗装工事</u> <u>11. とび・土工・コンクリート工事</u> <u>12.</u> { (現行どおり) <u>20.</u>
(社外取締役との責任限定契約) 第37条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に基づく契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。	(取締役との責任限定契約) 第37条 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に基づく契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 41 条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠の監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>4. (条文省略)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 49 条 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 427 条第 1 項に基づく契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第 49 条 当社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 427 条第 1 項に基づく契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

以 上